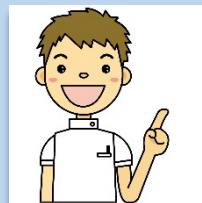


訪問型在宅レスパイト事業の利用方法

事業の目的

在宅生活を送っている医療的ケアが必要な障がい者の自宅に、訪問看護ステーションの看護師等が滞在し、介護者の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで介護者のレスパイトを図ります。



対象者

利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する方です。

- (1) 福岡市に居住する市民
- (2) 18歳以上の方（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方は除きます。）
- (3) 短期入所の医療型の支給決定を受けた方
- (4) 人工呼吸器管理又は気管切開部の処置が必要な方
- (5) 在宅で同居の介護を行う者による介護を受けて生活している方
- (6) 訪問看護により医療的ケアを受けている方

※医療的ケアが必要な18歳未満の方は、「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」の対象となります。

サービスの内容

訪問看護事業所の看護師等が障がい者の自宅に滞在し、医療的ケアを伴う見守りを行います。利用時間は年48時間を上限とし、訪問看護の利用に引き続きサービスを提供します。

利用者負担

利用者負担額表

(30分毎の費用)

サービス利用時間	0:30	1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	3:30	4:00
昼間	275円	550円	825円	1,100円	1,375円	1,650円	1,925円	2,200円
夜間	382円	764円	1,146円	1,528円	1,910円	2,292円	2,674円	3,056円
サービス利用時間	4:30	5:00	5:30	6:00	6:30	7:00	7:30	8:00
昼間	2,475円	2,750円	3,025円	3,300円	3,575円	3,850円	4,125円	4,400円
夜間	3,438円	3,820円	4,202円	4,584円	4,966円	5,348円	5,730円	6,112円

※ 夜間は18時から翌6時までにサービスを利用した場合の費用、昼間は夜間以外の時間にサービスを利用した場合の費用です。

※ 8時間を超える場合については、要綱別表第一を参照してください（利用者負担は一割、但し下記の世帯を除く）。

※ 生活保護・市民税非課税世帯については、利用者負担が免除されます。

サービスの利用手順

申請前の確認

- ◆対象者に該当するかどうか確認してください。
- ◆現在利用している訪問看護事業所が訪問型在宅レスパイト事業の利用もできるかどうか（福岡市と協定を締結しているか）訪問看護事業者を確認してください。

申請に必要な書類などの準備

- ◆障がい福祉サービス受給者証
- ◆福岡市訪問型在宅レスパイト事業利用登録申請書
- ◆現在利用している訪問看護事業所との契約書及び直近の訪問看護報告書の写し

※ 利用登録申請書、訪問看護指示書の様式は区役所の福祉・介護保険課で入手してください。（※市HPからも入手可能です）
この時、訪問看護指示書が必要か窓口で確認してください。訪問看護指示書を作成してもらう費用は利用者の負担になります。



申請書類の提出先

- ◆お住いの区の 区役所福祉・介護保険課障がい者福祉係 に提出してください。

利用登録の決定・サービスの利用

- ◆申請後、区役所から福岡市訪問型在宅レスパイト事業利用登録決定（却下）通知書が送付されます。
- ◆利用登録決定通知書が届いたら、訪問看護事業所へ利用の申し込みをしてください。



※ この事業で利用できる訪問看護事業所は、医療保険で訪問看護を受けている事業所と同一の事業所に限ります。
※ 訪問型在宅レスパイト事業を利用する場合は、訪問看護事業所と契約を結ぶ必要があります。

- ◆利用登録決定通知書は、このサービスをする際に必要になりますので、大切に保管してください。

利用者負担の支払い

- ◆生活保護・市民税非課税世帯の方は利用者負担が免除されます。それ以外の方は、利用者負担額表の利用時間に応じた負担額を支払ってください。
- ◆サービスの利用後、利用者負担額を訪問看護事業所へ直接支払ってください。

【問合せ先】各区福祉・介護保険課障がい者福祉係

東区	電話:645-1067	FAX:631-2191	南区	電話:559-5121	FAX:512-8811
博多区	電話:419-1079	FAX:441-1701	城南区	電話:833-4102	FAX:822-0911
中央区	電話:718-1100	FAX:715-5010	早良区	電話:833-4353	FAX:831-5723
			西区	電話:895-7064	FAX:881-5874